

『平成30年(2018年)西日本・北海道自然災害』被災者支援制度のお知らせ

『平成30年(2018年)西日本・北海道自然災害』により被災されました皆さまに対しましては、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧および復興をお祈りいたします。

第一学院は、今回の自然災害により学習の継続が困難となりました被災者の方を対象に、以下の支援制度を実施いたします。

対 象

対象災害	対象地域(下記地域に居住の方)
大阪府北部地震(平成30年6月18日)	大阪府、京都府、兵庫県
平成30年7月西日本豪雨	特に岡山県、広島県、愛媛県、福岡県
平成30年台風21号	特に大阪府、京都府、和歌山県
北海道胆振東部地震(平成30年9月6日)	北海道

被災状況	対象生徒	支援内容
以下のいずれかに該当する方 ① 世帯主である保護者の死亡・不明・重体 ② 世帯主である保護者居住の家屋全壊・焼失・流失・半壊	平成30年度(2018年) 10-3月入学生	平成30年度(2018年)の 学費全額免除
	平成31年度(2019年) 4月入学生及び進級更新生	平成31年度(2019年)の 学費全額免除
③世帯主である保護者居住の家屋一部損壊	平成30年度(2018年) 10月-3月入学生	平成30年度(2018年)の 学費半額免除
	平成30年度(2019年) 4月入学生及び進級更新生	平成31年度(2019年)の 学費半額免除

※進級更新生 = 平成30年(2018年)9月30日現在で第一学院の在籍者で平成31年度(2019年)進級更新者

※当支援制度(支援内容)の適用期間「平成30年(2018年)10月1日 ~ 平成31年(2019年)3月31日 または
平成31年(2019年)4月1日 ~ 2020年3月31日」

※本制度は1回限りの適用となります。(入学時の学費適用の場合、次年度進級学費は通常学費になります)

※家屋の被害は、居住可能かどうかは問いません。

※適用外の方で学納金納入が困難な場合は、各校舎にご相談ください。(分割納入等のご相談に応じます)

※提携先生については、第一学院高等学校の学納金のみ適用されますのでご注意ください。

申請期間

平成30年10月9(火) ~ 平成31年3月30日(土)

申請方法と適用までの流れ

1. 申請期間に、次の2点の書類を校舎窓口に提出してください。

- (1)「平成30年(2018年)西日本・北海道自然災害被災者支援制度」利用申請書
- (2)被災されたことを証明できる書類(下記の a ~ c より、いずれか1点をご提出ください。)
 - a. 罹災証明書コピー
 - b. 保護者の状況が判断できる書類
 - c. その他証明できる書類

2. 書類受付および面接(状況確認)

- ・申請された方に対して面接(状況確認)の上、決定します。
- ・書類受付及び面接(状況確認)は、校舎にて実施いたします。
*通信型での学習をご希望の方につきましては、本校担当者との電話連絡等で確認させていただきます。

3. 適用の決定

- ・面接後、1週間以内に詳細についてご連絡いたします。